## 茨城県

## 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

	慣用名	使用量(kg/年)				
政令 番号		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		1.3E-2	5.1E−1	1.1E+2	107.7
64	エトフェンプロックス	3.5E+1	2.2E+1	3.0E+1	2.4E+1	111.2
117	テブコナゾール				9.0E+0	9.0
139	トラロ外リン			3.0E+0	3.0E+0	6.0
140	フェンプロパトリン			4.2E+0		4.2
153	テトラメトリン	3.1E+2	1.5E+1	3.8E+2		709.3
181	ジクロロベンゼン	6.2E+2	3.3E+2			944.8
225	トリクロルホン		1.1E+1			11.1
248	ダイアジノン		1.0E+0			1.0
251	フェニトロチオン		2.6E+2	5.2E+0		265.9
252	フェンチオン	6.9E+0	1.0E+2	6.9E+0		113.4
256	デカン酸				1.5E-1	0.2
350	ペルメトリン	5.7E+1	6.7E+1	6.0E+1	8.4E+1	269.3
405	ほう素化合物		1.2E+0	5.2E+1	4.2E+0	57.4
427	カルバリル			2.8E+2		276.2
428	フェノブカルブ			1.7E+2	2.6E+2	430.8
457	ジクロルボス	1.2E+2	1.1E+3			1,248.1
合 計		1.1E+3	1.9E+3	9.9E+2	4.9E+2	4565.5

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等